

公告 第642号

組合規程の一部変更について

平成31年2月26日付SCSK健発第886号から第888号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

平成31年3月15日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■変更する規程

- ・ICTを利用したインセンティブ事業実施規程
- ・各種保健指導実施規程
- ・各種健康診査等実施規程

以上

ICT を利用したインセンティブ事業実施規程
新旧条文対照表

新	旧
「略」	「略」
<p>(ウェアラブル機器)</p> <p>第4条 <u>インセンティブ事業を効果的に実施することを目的に、ウェアラブル機器(活動量計)を第2条に定める対象者が希望する場合に配布することができるものとする。具体的な費用(対象の機種と個数)および配布時期は、毎年度取り決めるものとする。</u></p> <p>(適用事業所が実施するインセンティブ事業)</p> <p>第5条 「略」</p> <p>(委託先)</p> <p>第6条 ICTを利用した健康ポータルサイトは以下の外部業者に委託する。</p> <p style="text-align: center;"><u>株式会社JMDC</u></p> <p style="text-align: center;">「略」</p> <p>附則 この規程は平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>「新設」</p> <p>(適用事業所が実施するインセンティブ事業)</p> <p>第4条 「略」</p> <p>(委託先)</p> <p>第5条 ICTを利用した健康ポータルサイトは以下の外部業者に委託する。</p> <p style="text-align: center;"><u>ヘルスデータ・プラットフォーム株式会社</u></p> <p style="text-align: center;">「略」</p>

各種保健指導実施規程
新旧条文対照表

新	旧
「略」	「略」
<p>(実施内容)</p> <p>第4条 各保健指導共に、外部業者に委託し、委託先のプログラムに準じて実施するものとする。</p> <p>2 特定保健指導の参加者は、運動コースまたは食事コースのオプションを選択できるものとする。各コースの内容は、毎年度取り決めるものとする。</p> <p>3 <u>メタボ予備群プログラムは、運動コース並びに面談+食事コースを実施するものとし、参加者はいずれかのコースを選択できる。各コースの内容は、毎年度取り決めるものとする。</u></p> <p>(費用負担)</p> <p>第5条 保健指導およびオプションコースの費用は全額当組合負担とする。</p> <p>2 <u>但し、特定保健指導のオプションのうち運動コース、並びにメタボ予備群プログラムの運動コースを選択した場合は、コースの確実な実施を図ることを目的にいったん費用の一部を参加者が負担するものとし、コースの完了を当組合が確認した時点で参加者に還付するものとする。一部負担の額は毎年度取り決めるものとする。</u></p> <p>附則 この規程は平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>(実施内容)</p> <p>第4条 各保健指導共に、外部業者に委託し、委託先のプログラムに準じて実施するものとする。</p> <p>2 特定保健指導の参加者は、運動コースまたは食事コースのオプションを選択できるものとする。各コースの内容は、毎年度取り決めるものとする。</p> <p>3 「新設」</p> <p>(費用負担)</p> <p>第5条 保健指導およびオプションコースの費用は全額当組合負担とする。</p> <p>2 「新設」</p> <p style="text-align: center;">「略」</p>

各種健康診査等実施規程
新旧条文対照表

新	旧
「略」	「略」
(補助金支給要件)	(補助金支給要件)
<p>第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、当該年度4月1日より受診日まで継続して被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(年齢は年度末時点の年齢とする)</p> <p>(1) 高確法に基づく特定健診</p> <p style="padding-left: 2em;">40歳以上の被扶養者(被扶養配偶者を除く)</p> <p>(2) 高確法に基づく以外の特定健診</p> <p style="padding-left: 2em;">30歳以上34歳以下の被扶養配偶者</p> <p style="padding-left: 2em;">及び任意継続被保険者</p> <p>(3) 人間ドック(40歳以上は特定健診を含む)</p> <p style="padding-left: 2em;">35歳以上の被保険者・被扶養配偶者</p> <p>(4) 定期健康診断</p> <p style="padding-left: 2em;">34歳以下の被保険者</p> <p style="padding-left: 2em;">(任意継続被保険者を除く)</p> <p>(5) 婦人科検査</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>被保険者・30歳以上の被扶養配偶者</u></p> <p>(6) オプション検査</p> <p style="padding-left: 2em;">40歳以上の被保険者・被扶養配偶者</p>	<p>第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、当該年度4月1日より受診日まで継続して被保険者または被扶養者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>(年齢は年度末時点の年齢とする)</p> <p>(1) 高確法に基づく特定健診</p> <p style="padding-left: 2em;">40歳以上の被扶養者(被扶養配偶者を除く)</p> <p>(2) 高確法に基づく以外の特定健診</p> <p style="padding-left: 2em;">30歳以上34歳以下の被扶養配偶者</p> <p style="padding-left: 2em;">及び任意継続被保険者</p> <p>(3) 人間ドック(40歳以上は特定健診を含む)</p> <p style="padding-left: 2em;">35歳以上の被保険者・被扶養配偶者</p> <p>(4) 定期健康診断</p> <p style="padding-left: 2em;">34歳以下の被保険者</p> <p style="padding-left: 2em;">(任意継続被保険者を除く)</p> <p>(5) 婦人科検査</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>30歳以上の被保険者・被扶養配偶者</u></p> <p>(6) オプション検査</p> <p style="padding-left: 2em;">40歳以上の被保険者・被扶養配偶者</p>
「略」	「略」
附則 この規程は平成31年4月1日から施行する。	